

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 中村庸一郎君 理事 山中日露史君

理事 日野 吉夫君 理事 小高 繁郎君

遠藤 三郎君 夏堀源三郎君

赤路 友藏君 淡谷 悠藏君

田中幾三郎君 松田 鐵藏君

出席政府委員

外務事務官 (条約局長) 下田 武三君

水産庁長官 清井 正君

委員外の出席者 議員 佐竹 新市君

外務事務官(アジ 竹内 春海君

ア局第二課長) 農林事務官(水 永野 正二君

産庁生産部長) 通商産業事務官(通 森 日出哉君

商局農水課長) 専門員 徳久 三種君

七月二十七日

委員夏堀源三郎君、赤路友藏君、淡

谷悠藏君及び辻文雄君辞任につき、

その補欠として高橋等君、松原喜之

次君、穂積七郎君及び岡良一君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員高橋等君及び穂積七郎君辞任に

つき、その補欠として夏堀源三郎君

及び淡谷悠藏君が議長の指名で委員

に選任された。

同月二十八日

委員前田正男君、松原喜之次君及び

岡良一君辞任につき、その補欠とし

て遠藤三郎君、赤路友藏君及び辻文

雄君が議長の指名で委員に選任され

た。

七月二十五日

陸奥湾のほたてがい増殖事業費国庫

補助に關する請願(淡谷悠藏君紹介)

(第五五五号)

内水面漁業免許料及び許可料撤廃に

關する請願(淡谷悠藏君紹介)(第五

五五六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長の選任

加工水産物の輸出振興に關する法律

案(佐竹新市君外四十四名提出、衆

法第二七号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案起草に關する件

公海漁業に關する件

水産貿易に關する件

○田口委員長 これより會議を開きま

す。

加工水産物の輸出振興に關する法律

案並びに公海漁業及び水産貿易に關す

る件を一括議題といたしまして質疑に

入ります。夏堀源三郎君。

○夏堀委員 きよこの議題は公海漁業

と貿易という非常に大きな問題を審議

したい、こういうことで数日前から

これを申入れをいたしてあります。

そうしてこの問題を審議するにあつ

て、御答弁をお願いする政府委員は外

務省、農林大臣、水産庁長官及び各閣

係の部長長をお願いしておつたのであ

ります。どういふわけで御出席になり

ませんか、お伺いしたい。

○田口委員長 農林大臣は今参議院の

予算委員会に出席をしております。

外務省とは今連絡しております。すぐ

出席するという返事でございますが、

まだ出席がないのであります。

○夏堀委員 こういう重大な問題を審

議するときに、もう十一時十五分であ

ります。午前の時間は幾らもありません。

何かしら水産委員会はなめられて

おるような気分がするので、委員

長さうお考えになりますか。これは

きのう申し込んだんじやなく、もう数

日前から申し込んだんじやなく、いま

に御出席にならぬといふことはどうい

うことであるか。もしきよう中に御出

席がなかつたら、これは委員長から

何か書面なり口頭なりで、官房長官

の手を経て御要求になることを要請し

たいと思ひます。

私数日前から申し上げたいと存じて

おりますことは、いわゆる公海漁業と

貿易、これに關する水産加工の議員

提案の面も関連事項として質問いたし

ます。

公海漁業と貿易、これは日本経済目

立のために非常に大きな問題であつ

て、この問題がどうにか運営よろしき

を得て、軌道に乗ることができました

ならば、日本の経済の自立が達成され

る、こう私は考えておるのでありま

す。そうした意味で、この運営よろし

きを得るように、政府当局との間に懸

念と申し上げるよりも、私の意見を申

上げて、政府がどの程度考えておる

か、これをまずお伺いしたいと考える

ものであります。

そこで原則的に私の考えを申し上げ

ますと、敗戦日本は食糧に困り、人口

が過剰となり、大きな問題を解決しな

ければなりません。世界全体として

人口と食糧生産といふことのアンバラ

ンスの解決策はどこにあるか。これは

私の意見としては、公海漁業の開発に

よつてこの問題を解決づけることが、

特に日本の貧乏困としては貿易の振興

となり、食糧生産となり、失業救済と

なる。この一挙三徳といふ問題を取上

げて審議することは、当委員会として

はまことによろしいことと存じており

ますので、ここに若干の意見を加えて

政府に質疑を行いたいと存するのでご

ざいます。

そこでまず、公海漁業の開発は公共

の福祉に役立つものであると私は考え

ております。むしろ公共の福祉に役立つ

という表現よりも、公共の福祉のため

に公海漁業の開発は妥当である、こ

う考えておりますが、これに対する政

府のお考えをまずお伺いしたいと思

うのであります。

○清井政府委員 ただいま公海漁業が

公共の福祉に役立つものであると思

うがどうかという御質問であります。が

当初夏堀委員の御説明にもありました

通り、わが国における水産資源、特に

遠洋漁業の開発が、貿易の面から申し

まして、あるいはわが国における蛋

白食糧資源の供給という面から申しま

しても、あるいはまたいわゆる就労の

安定と申しますか、そういう面から申

しまして、いろいろ面から見まし

て非常に重要な産業であることは申す

までもないこととありまして、まづた

くこれは夏堀委員のお話と同意見であ

ります。公海漁業が公共の福祉に貢献

するといふことは、これまたまづた

その通りであります。私どもも常々

遠洋漁業の発展といふことを考えてお

ります。ことに昨年春以来、講和発効

後いわゆる漁業の公海における制限が

解除されてから、いろいろの方途

を講じて公海へ、遠洋へと漁業の

進展をはかつて参つて来ておることは

御承知の通りであります。過般御審議

願いましたところの以西及びかつお、

まぐろの特例に關する法律にこの趣旨

の一端を現わしておるものと考えてお

るのであります。今後漁船の建造ある

いは融資その他各般の施設を、遠洋漁

業の進出について努めて参らなければ

ならぬと思つておるのであります。し

かしながら御承知の通り公海漁業、遠

洋漁業であります以上、これはいわ

ゆる資源の保持と、資源の開発といふ

ことをあわせて参らなければなら

ないことは当然であります。またそ

れと同時に、国際関係との規律ある調

整といふことをあわせて参らなければ

ならぬのであります。いわゆる

国際関係の勘案と資源の開発と保護

という面から考えまして、規律ある行

動をとつて、遠洋漁業の進出をはから

なければならぬというふうに考えておる次第であります。

○夏堀委員 たいへんりっぱな御答弁にあずかりました。この公海漁業という、日本の漁業の活動範囲を、私は北洋から東太平洋及び薩州の沖合、インド洋あるいはアフリカ方面までの海を、日本漁業者の手において開発し得る範囲と考へておられますが、その通りと考へてよろしうございませうか。

○清井政府委員 ただいまのお話のことでございしますが、ただいま私が申し上げました趣旨のもとに、またその方針のもとに公海漁業を十分に発展をいたします限りにおきましては、北は北洋より南はアララ海等、北より南へかけまして公海において嚴重なる規制のもとに自由に漁業の発展を期して参らなければならぬ、こう考へております。

○夏堀委員 ただいまの御答弁のうち、公海漁業は日本の経済自立のために、いわゆる公共の福祉のために非常に役立つという意見は一致したのであります。そこでこの公共の福祉ということとは非常に大きな問題であつて、しかもこれは日本国民だけの問題ではなくして、世界人類の福祉のために考へなければならぬという観点から、これまた申し述べるのでありますから、さう御了承願ひたいのであります。

そこで水産庁——これは水産庁というよりも農林省と申しましょうか、何かしらこの公海漁業に対しての、いわゆる許可制度と申しますか、こういう点は、どちらかといへば世界に例がない行政面を展開しておる。世界にこれほど公海に対してやかましい許可制度

をしいて、あれもやつちやならぬ、かくすべからず、こういうような考へ方を持つておる行政面はあまり聞いたことがございませぬ。しかし日本は人口がこの通り過剰でありますので、そういう方面で取締らなければならぬ、こういう意見も当然でありましよう。けれどもここに、公海とはいわゆる世界の海であつて、国際漁場であります。

国際漁業に対して日本政府のみが何か許可制度において強くこれを発動し、公共の福祉の線に沿うようなことができない線まで追ひやうということ、妥協ではないではないか、こう私は考へております。御答弁のうちに資源の問題も申されたのであります。それは同感であります。これは平和条約にもちゃんと明記しております。ただこの広汎な海を、資源の調整をとるといつたところで、まだ国際条約が結ばれておりませんので、これは当分の間この見通しはつかぬじやないかと考へるのではありませんが、また急いでやる必要もないじやないか、こう考へるのであります。これは国際漁業である限り、日本政府の出漁許可制度によつてのみ縛つたところで、公海を利用しようとする国々があつた際にはさしとめる方法はできないであらうと思つてあります。こういう大きい面からい

つて、公共の福祉は世界人類の福祉であるとともに、日本経済の自立に役立つのであつたならば、政府がこれに対して、一片の省令によつて許可制度の面を非常に制約するということは、はたして妥当であるかどうか、これはい

わゆる法律ではなく、農林大臣が省令によつて加減するということになつてゐると思ひます。その省令の線に進んで行くことが、少し行き過ぎの面があるのではないかと考へるのであります。こういう方面に対する御意見を拝聴したいと思ひます。

○清井政府委員 公海漁業の法的規制につきましても、先ほど夏堀委員のお話にもありましたが、私も御説明申し上げましたので尽きるのでございませうが、要するに公海漁業の規制と申しますのは、国際関係との調整と、水産資源の開発と維持ということが眼目でございまして、なおそのほかに、主として国内的関係等より漁獲物の流通価格、あるいはその他一般的な状況をも勘案して措置しなければならぬものと考へておるのであります。従つて漁業法に基きまして、ただいま各種の漁業に基きまして、それら規則を制定、取締りをいたしているのでもござい

ますが、これは単なる取締りという意味ではございませぬので、ただいま申し上げましたような趣旨から必要なる規制をいたしていると私も考へてゐるのであります。単に取締りのみを目的としたのではない、国際関係並びに資源との関係、あるいは生産物の流通価格の調整等、種々にらみ合せて必要なる規制を行つてゐるのであります。私どももいたしましては、何らかの措置につきまして行き過ぎた措置であるとかあることは必要以上のじやまをしておるということではな

くて、今後とも国際漁業の発展につきましては、この漁業の進展並びに四圍の状況、あるいは当該漁業の実態等に即応して適切に処置をとつて参らなければならぬと考へております。

○夏堀委員 この問題は非常に大きな問題でありますので、外務省からの出席を待つてまた質問をいたしたいと存じます。国際関係が、公海に対して日本の進出をも妨げるようなことを考へるのであつたならばゆゆしき問題であつて、資源のない、人口の過剰である敗戦国日本に対して、何かしら非人道的なあり方をもし国際関係において考へるどこかの国があつたならば、ゆゆしき問題であると思ふのであります。

そこで、これも外務省の方が見えなつてからお伺ひしたいと思ふのでございませうけれども、たとえば拿捕船に對する——これは日本ばかりではないのであつて、拿捕船はアメリカでも南米の沖合で拿捕されてゐる船もありまうので、こういう場合には、結局国際司法裁判所とか、あるいは国連とか、外交手段によらずして、そういう機関に諮つてこの解決策を講じて行くというのを考へたいと思ふのであります。どこまでも国際的に持つて行く場合、それは国際法によつて解決をつ

けなければならぬということ、当然であらうと思ひますけれども、ちやうど今外務省からお見えになりましたか、伺ひたいと思ひますが、まず政府委員のお名前を伺ひたいと思ひます。

○田口委員 政府側出席者は外務省条約局長下田政府委員、通産省農水産課長森田委員、大蔵省銀行局長特殊金融課長谷井委員、水産庁協同組合課長中里委員、生産部長永野委員、水産課長藤波委員、海洋第一課長大戸委員、議員佐竹新市君であります。質疑を継続願ひます。

○夏堀委員 外務省からの御出席がそのので、質疑を行つておりましたので、私のきよりの質疑の問題は公海漁

業と貿易というところであります。そこで今、公海漁業は日本民族の公共の福祉のためにこれを開発しなければならぬという点については、これは水産庁長官との質疑応答のうちに意見の一致を見たのであります。ただこの中に国際的に云々という面があり、これはたしか資源の保護の面を考へての御答弁であると思ひます。

それですとお伺ひしたいことは、外務省で公海という原則をどの程度考へておるか。そうして資源のない日本が公海にたよらなければならぬという現状から見ても、どのような考へをもつてこの公海漁業の結末をつけないければならぬということを考へになつておるか。これは現在行われておることでは、国際関係等において、あるいはまた将来かくなることだろうという予想がありますならば、これもあわせて御説明を願ひたいと存じます。

○下田政府委員 御承知のように、公海というものは国際法上自由というところになつております。公海の自由とは、公海を航行することの自由と、いま一つは公海に産する海産物採取の自由という二つの自由があります。ただいま問題になつておりますのは、後の海産物の採取の自由だろうと存じます。お説の通り、日本のように国土狭小な人口の多い国につきましては、この自由な公海の資源を開発利用いたしまして、国民の生活向上に資するということでは最も重大な利益を感じておる点でございませう。ただししかしながら、この公海の自由はやはり無制限な自由であると申すわけには参らないのであります。海産物の採取にいたしましても、自由だからとい

つて世界の各国が無制限にとります場合には資源枯渇を来しまして、結局は各国の利益に合致しないという点を来すのも事実でございます。これがために関係国の間で、合意に基づきまして、公海といえどもその上において漁業その他の事業をいたしますことについて、一定の規制を行うということがございます。でございますから、関係国間の条約に基づいて特別の規制をいたさない限りは、先ほど申しましたように公海の自由というものと観念いたしております。

○夏堀委員 平和条約の九条でありましたかに漁業条約についての条項が明記してありますので、それはその通りでございます。私は公海の範囲を先ほど申し上げましたが、北洋から東太平洋、インド洋及び濠洲の沖合い、あるいはアフリカの沖合いまでをもつて、日本の漁業を行ひ得る一つの公海漁業としての発展範囲であろうと考へております。しかばそういう広範囲にわたつての公海で、資源の関係をまだ調査できておらぬ海がたぐさあるだろうと思ふ。よつて諸外国は——これは北洋も同様でありますけれども、特にまぐろについては、太平洋の方はアメリカはある程度関心を持つておりましたけれども、インド洋とか、あるいはもつと遠方の方は日本の漁業調査さえ進んでおらぬのだから、国際間において他国から何か規制されるような情勢になつておれば、それはどの海区であるかということをお明示を願ひたいのであります。その資源の問題について何か国際的に問題になりそうな点があつたならば、それはどの海区であるか。

○下田政府委員 公海であればどこに参りましてもいいわけでありまして、現実問題として問題となつておりますのは、ただいま交渉をいたしております、濠洲のアラフラ海の真珠の採取、それから中共との関係で始終漁船の拿捕等の問題を生じております東支那海、フィリピンとはあまり問題は起りませんが、例のスペインからアメリカがフィリピンを譲渡されたときに、本来は島の帰属を定めておるべきはずの線、その線の中がフィリピンの領海だといふ誤まれる主張のもとにこれも問題になる海区だろうと思ひます。その当否は別といたしまして、問題があるという点では問題があると思ひます。それ以外には平和条約で各国から漁業協定の締結を申し出て来た日本は応じなければならぬという規定がございますが、さしあたりのところ大した問題を起している海区はないと存じます。

○夏堀委員 今申されました海区はその通りであります。これはほとんど戦争状態になつておりますのでこれはやむを得ないことでありまして、そのほかの海区はそういう国際関係はあまり厳しいことはない、こう解釈してよろしいだろうか。

○下田政府委員 これは事実の問題であります。たとえばイギリスとノールウエーの間で非常に問題になつておりますノールウエーの沖の漁業、ああいうところまで行けば問題を起すことは必定だと思ひますが、そんなところまで行つて漁業をすることは、ペーしなから行かないだけのことでありまして、事実日本が行かないから問題はないが、もし行けば問題が起る海区といふものは世界にたくさんあると思ひます。

○夏堀委員 今お述べになりましたノールウエーとか、イギリスとかいふ方面に行くおそれもありますが、私の申すことはインド洋とか、濠洲の沖と沖合とか、そういう方面、特に北洋漁業の面について私は少々お伺ひしたいと思ひますが、日米加漁業協定、これは大西洋の漁業協定と比較して、何かしら片務的な協定であるかのような批判も若干あるようでありまして、しかしこれも批准されたことでありまして、いまさらこれを論議したところで追つつかないことで、ただ私は、この北洋漁業という点に對しては、世界監視のうちに日本漁民の手を経て開港しなければならず、しかもそれは日本経済に非常に役立つことである。こういう面から、できるならば北洋漁業の面を明確にする機会を持ちたいと存じておる一員であります。

そこで北洋漁業は、昨年の許可区域を本年はやや拡張して、カムチャツカ沿岸から四十マイル程度まで拡張されたものであります。そうであれば、これを別に今の外交の方法によつて御相談になつたことはないでございまして、日本政府の自由の見解において、これを許可されたことと私は存じております。昨年は私は北洋の問題にも関係しておりましたので、しばしば水産庁の方にもお伺ひして意見を述べ、また水産庁の御意向をお伺ひする機会があつたのでありますけれども、本年は私は関係を持ちません。ただ沖合から漏れて来る情報を聞きますと、これはあまり大きな問題ではございませぬが、母船の現在操業しつつある海区

は、昨年はその距離は三十マイルであつたが、本年は五十マイルまで遠ざけられた。そのために、漁業者があまりに酷使されて、ほとんど眠るひまもないし、操業の能率が非常に低下して、地獄のような苦しい思いをして操業しておるといふことも聞いております。が、何のためにそういうことをしなければならぬのか。あの北洋まで働く漁民を追ひやつて、そうして母船に帰ることを日帰りにせよという御指示を受けておつて、その日帰りの時間と、操業時間と、船に魚を揚げる時間を計算いたしますと、二十四時間以上になるということがあるのであります。そうするとその余つた時間はどこかで調整しなければなりません。そのために操業時間を切り詰めるということになるだろうと思ひます。それを必ず日帰りをせよ、しかしお前は近い所におつてはならぬ、五十マイル先に行けよということでは、何か悪いことをすれば地獄へ行くとおつても聞いております。

が、漁業者に対して非常に痛めつけるような命令を出し、能率を低下させなければならぬという理由がどこにあるか。特に私が申し上げたいことは、先ほど申し述べた公海漁業が、公共の福祉のために日本が絶対に行ななければならぬという原則が成立つておつたならば、その許可の区域及び隻数、操業の関係等は、水産庁には専門家がたぐさおられますけれども、国民の代表として当水産委員会がこの問題を取上げて審議することは、決して悪いことではございません。国民代表なるがゆゑに、国民の利益を守らなければならぬ立場において、これは当然のことだろう。漁民の耐えがたい労苦に對し

て、命令的にかくせよということ、一体どういふわけであるかということをお伺ひする次第であります。一片の省令によつて、水産庁は半ば命令的にすべての行動を起すといふことの一端に當るものではないだろうかと思ひます。と、私はぐあいが悪いのであります。が、こういう例を引いて當るかどうかからぬし、少し行き過ぎたやり方は考え直せばどうもないだろうと思ひますけれども、漁業法にも何か恣意的に決定してはならぬといふ条項もあるようであります。つまり独断的に決定してはならぬといふ条項があるようであります。また憲法の第三章、国民の権利及び義務の章の第十三条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということを明記してあります。こういうことから考へて、私は水産委員会において、いわゆる国政の上において最大の尊重を必要とする事項によつて、働く漁民にあまりにも苛酷な労働をしい、そうして生産能率の低下を、われ関せずとして出先官憲の単独な命令によつて、非常に生産を阻害しておるといふ点があつたならば、これは一体どういふことであるか、こういうことをお伺ひしたいのであります。憲法の第二十二條には「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」といふこともあります。この問題を律する上において、あまり極端に考へるなといふおしかりの言葉があるかもしれませぬが、公海の

自由、漁業の自由の面を、水産庁の出先官憲のただ一人々々の人の意見によつてこれを拘束し、生産をはばむということは、憲法違反ではないかということまでも、私には感じられるのであります。これは憲法違反であるが、水産庁の御熱心に御努力していらつしやる皆さん方に反響的に申し上げるのではなくて、民主的な最高権威としての国会において、憲法の第十三条によつて国政の上で最大の尊重を必要とするという点から、私はこの議論を進めておるのでありますから、もしそういうことがあつたならば、これに対して、水産長官はどういう理由で現地の取締り官吏に対して御命令になつておるのか。あるいは現地の官吏が水産長官を抜きにして、非常に勤く漁民に苛酷な労働をしい、しかも生産能力を非常にばんとおるというところが、一体どういふところから割り出されるものであるかということをお伺いしたいのであります。

○清井政府委員 ただいま北洋漁業に現に従事しております漁業の実態についての御質問があつたのであります。特にその中でも、漁区の拡張に伴います母船の位置についての御質問がその中心であつたように、私は拝承させていただきますのであります。この問題につきましても、すでに、御承知の通り、まず漁区の拡張について、カムチャツカより七十海里離れておりました従前の漁区をさらに沿岸に近づけよという意味において、関係の方々からの非常に熱心なお話を承つて来たのであります。私どもは北洋漁業の特殊性、特にソ連に近よつて操業いたすというような関係等をも考えまして、操業区

域をソ連の地域に近づけるといふことにつきましても、相当慎重な考慮を払ふ必要があるといふふうに考へておつたのであります。すでにきまつておりましたものが七十海里でありましたが、それを少しでも拡張をする問題につきましても、ただいま私が申し上げたような、国際関係並に漁業の実態を勘案いたしまして、できることなら何とかしたいといふことで、前々から実は部内で考慮を払つておつたのであります。その後漁業の実態を勘案し、あるいは私どもといたしましては、いろいろな点をあわせつけ加へまして考へました結果、御陳情の趣旨に沿ひまして、ただいまは七十海里のうち、三十海里だけ近づけて、四十海里たゞいま離れておるというふうに、操業区域をカムチャツカ沿岸に接岸をいたしたのであります。しかるところ、せつかく漁業区域は三十海里広がつたが、母船がなお五十海里離れておるところまでしか行かれないということでは、母船と独航船との距離が離れ過ぎて、母船と独航船との距離が不十分であり、ひいては漁獲物に影響し、漁業労働者にも悪影響を与える、こういう御趣旨の御質問であります。私どもは三十海里接岸するにつくましても、各方面の意見を徴するとともに、現場で漁業に従事しておりますところの各船団の方々、並びに漁業従事者の方々と並びに現場に出ております監視船に乗船しております水産庁の監督官の意見をも十分聞きました結果、慎重考慮の上、三十海里接岸を断行いたしましたのであります。ところが今度初めてそのことを断行いたしましたのであります。何しろカムチャツカの沿岸に面すること

でもありませんし、国際関係等も十分考へて必要であるといふ考へ方は基本的な持つておるのでありますから、母船の距離もやはり沿岸に接岸させる方向をとりますれば、勢ひ独航船も知らず知らずに所定の線を越へて出漁するといふこともあり得るというやうな心配等も考へました結果、ただいまお話のごとくに五十海里ということにいたしましたのであります。これはむしろ現地の監督官が恣意的にやつておるのではございせん。私どもが母船式漁業の取締規則に基きますところの漁区の設定は漁業法並びに取締規則に基く適法な措置と考へておるのであります。ただいま憲法の問題等がございしましたが、私どもはそういうことは全然関係のない、取締規則に基くところの適正な措置であると考えておるのであります。私どもといたしましては、むしろその問題につきましてはいろいろお話を承つております。しかし私どもはやはり現地で出漁しておりますところの人の意見、並びに現地で監督に當つておりますところの私どもの職員の見解を、やはり相当勘案をすべきでないかと思つたのであります。ただいま密接な連絡をとりまして、現地の監督官のこれに関する意見を徴しておりますけれども、監督官の意見は、現状から考へましても、五十海里離れて位置させましたところの母船の位置をさらにかへるといふ結論には、残念ながら達しておりません。いまだ少く状況を見なければ御希望の点に沿ふことはできないと思つて、私は関係の方々にお話しておるよ

うな状況であります。ただその間に業者の方が、魚を一度揚げて母船に持つて行くために、相当時間がかかる。従つて操業度が相当苛酷になるといふことのお話も承つたのであります。この点は私どもといたしまして、この程度の距離でありますれば、さほどの影響はないものと実は判断を下してやつたのであります。むしろ個々の船によつては、船の速力等の関係から、一部そういうこともあるかもしれせん。しかし私どもは大局から觀察いたしました、この程度の距離を置くことが、最初にやつたところのカムチャツカ接岸の措置であるから、もう少し慎重にやるべきであらう。従つて漁業者に対する影響も、まずこの程度のものならやむを得ないものであらうといふことの判断で、実はいたしたのであります。今後もお私どもといたしましては、現地の監督官並びに現地に接岸されておる方々の御意見等も十分勘案いたしまして、適切な措置をしなければならぬものと考へておりますが、今ただちにこの問題についてどうしようかという考へは決定いたしておらないやうな状況でございます。

○夏堀委員 先ほど申し上げたように、私は北洋漁業の問題に関係いたしております。しかし現地からの情報によりましても、そのような苛酷な労働をしいられるというよりも、むしろその生産意欲に燃えて働いておるその人方にも、労働に対してはおのずから限度がある。今十分に考慮しようとお申し上げますと、網を入れる時間は午後五時から六時、網を上げる時間は午

前二時から四時、母船に運ぶには大体五時間、そうしてまたいふ／＼仕込みの時間も一時間かかる、そうして漁場の調査にや一時間くらいかかるんだ、予備の時間を三十分くらい見て、この時間は二十四時間以上になつております。すべてのこうした面を考慮に入れて御決定になつたことであれば、現地の事情とは水産庁長官は十分違つたお考へを持つて御処置になつたことと存じております。時間もありませんので、この点はまたあとでゆつくりと懇談のときにしたいと存じております。

そこで外務省にお伺いたします。ソ連の領海は、私の調査によりますと沿岸から十二海里ということに聞いております。それ以上は公海であるから、たとえば二十海里、三十海里の所に行つた場合に、公海の漁業に従事しておる日本の漁業者を拿捕するといふ点があつたならば、これはまだ戦争状態にあるからにいうことを考へて拿捕するといふ解釈が当るのであるかどうか、まだ平和条約を結んでおりませんので、あるいはそういう考へもつくつた上においては言われるかもしれせん。しかし言葉は攻勢という言葉を使つておりますけれども、これは平和と勢で、日本の漁業者に対しては、十二海里以上の所に来てはならぬといふことを向うの方では言つておらぬ。そうすると、向うの方では来てはならぬといふことを言つておらぬのに、漁船の操業場所から五十海里も離れた所に母船がおつて、何かの必要があつて日本漁民の働くのを妨げるかといふことは、はなはだ不可解な問題となつて来るのではないだろうか、こう考へる次

第であります。そこでソ連に対して、  
一体この北洋問題の解決はいつになつ  
たらつのであるか、カムチャツカ東  
寄りの方はどうか行つておるのであ  
る。黙認といひましようか、何かしら  
行つて出漁しておるのである。それが  
ソ連の考えでオホーツクの方には入つ  
ちやならぬといふことが言えるかどう  
か。同じ公海であつたならば、それは  
与えられた一つの世界人類の権利であ  
る。こう考えた場合に、オホーツクの方  
に入つちやならぬといふことをもし考  
えるのであつたならば、その結果はど  
ういう方法でこれをつけていいか。そ  
こで私はこう考えておりますが、この  
考えが間違つておれば、これは修正い  
たします。たとい日本漁民が何かの理  
由で拿捕された場合に、政府のごやつ  
かいになるといふことをやらぬ場合に  
は、これはある程度寛大にしてもいい  
じやないだろうか、たとえれば昨年拿  
捕されて当分の補償金は、家族の  
給与は組合において積立金をして、相  
互保険のやうなことでやつたらどうか  
といふことの相談がまとまつて、その  
やうな方法をとおられたと存じて  
おります。そういたしますと、漁船の  
方は保険もついておる。また拿捕され  
てあるやうといふことは、今のところ  
ではあまり考えなくてもいいじやない  
か。ものによつては、向うの方では非  
常に友好的に手を伸べてくれておる点  
もあるのではないか、こうした場合に  
、日本政府だけがあまりにこわがつ  
て、いやそうしちやならぬ、あしち  
やならぬといふところで、相手国が  
そういうことをもし考えておらぬとい  
うのであつたならば、一方的な恐怖心  
であるので、それは一応解決がつくこ

とである。これは外務省では、こうい  
う問題で国際上漁業協定というやうな  
ことを政府としてはやる手段はないだ  
ろうが、もしそうした場合には、日本国  
民の勇敢なだれかが、何かの方法で協  
定を結ぼうとする意思のもとに活動を  
開始するものがあつたならば、日本政  
府はこれに対してどういふ考えを持つ  
か、こういうことをお伺いしたい。  
○下田政府委員 ソ連との関係におき  
まして、日ソ間にまだ国交が回復され  
ておりません。従つて事実的には戦争  
状態が継続しておるといふやうな事実  
でございしますが、日本との間にまだ  
戦争状態が継続しておるから、漁船を  
含む日本の船舶を攻撃していいといふ  
考え方は、いかにソ連といへども持つ  
ておらないと思つてあります。ポツ  
ダム宣言の受諾及び降伏文書の調印と  
いうことは、実質的には休戦協定でござ  
いますから、休戦協定にソ連も署名  
してあります以上は、いかに戦争状  
態が継続しておるといへども、依然敵  
国船舶を攻撃していいといふ考えは、  
いかにソ連でもとらないと思つてあ  
ります。そこで先ほど水産庁長官から  
も申されましたが、公海の自由の原則  
にかんがみて、ソ連の主張しておる十  
二海里までの範囲なら入つてもいいじ  
やないかといふわけでありしますが、  
それを水産庁の方で今回拡張はされま  
したが、なお距離四十海里、漁船につ  
いては五十ノットという線までしか拡  
張されなかつた。いろいろ事情を勘  
案されてその御決定になつたというお  
話でございしましたが、その考慮されま  
した事情の中には、国際情勢が含まれ  
ておることばもちろんであると存じま  
す。そこで国際情勢上どう考えるべき

かという問題でございしますが、先ほど  
憲法の規定に御言及がございましたが、  
一方国家といふものは、基本的な権利  
義務として、在外国民に対する保護権  
と保護の義務を持つております。日本  
国民が国際情勢にかんがみてあぶない  
ところに行こうとする場合に、これを  
制限するといふことは、権利であるの  
みならず、国家の国民に対する義務で  
あるわけですから、そこで現実にはその危険  
があるかどうかといふ点になりますと  
、いろいろお考えもわかれるところ  
かと存じます。私ソ連に在勤いた  
したこともございしますが、ソ連人は御  
承知のように非常に猜疑心の深い国民  
であります。その猜疑心の深いといふ  
ことは、共產圏諸国の今日共通の現象  
になつております。東支那海において  
中共に拿捕された船舶は、一体どうい  
う理由で拿捕しているかといふことを  
いろいろ調べておりましたが、最近そ  
の理由がわかつたのであります。  
これはなんと、漁船を気象観測に  
使つて、その気象情報を米軍、国連軍  
に提供して、軍事謀略活動を行つてお  
るといふ、まことに奇妙な疑いを持つ  
ておることが判明いたしました。九州  
の水害等で日本は、中共が国際間の気  
象情報交換の域に入つておりませんた  
めに、非常な迷惑をこうむつておりま  
す。日本の天気予報は、中共方面から  
の天気予報が入らないために、どれく  
らい不便をこうむつてゐるか、これは  
水害、その他漁業にも関係のあること  
でございしますが、日本漁船が謀略活動  
を行つておるといふやうな嫌疑、これ  
は共產圏諸国共通の現象で、外国の行  
動に対して非常な猜疑心を持つておる  
といふところでありまして、そこでソ連

の軍事的な利益といふものは、第二次  
大戦の結果、樺太から千島までに及ん  
でおります。同方面に航空部隊及び陸  
上部隊も多数派遣して、あそこはソ連  
の極東における一つの軍事基地となつ  
ております。そこでアメリカの飛行機  
がカムチャツカ、千島方面で撃墜され  
るといふやうな事態も起つておるので  
あります。そのやうな猜疑心の深いソ  
連に対しては、日本の漁船が、ソ連  
の基地に近寄つて操業をするといふこ  
とは、またどういふ疑いをもつてこれ  
に対する措置を講ぜないとも限らな  
いと思ひます。これは疑いをかけられ  
て、爆撃されて沈んでも、今日の外交  
関係がありません状態では、適当に日  
本国民の権利を保護し、外交交渉に  
よつてその損害賠償の交渉を行うこと  
も、直接にはできない現在でございま  
すことも考え合せなければならぬとい  
思ひますが、要するに不幸にしてソ連  
と国交関係が回復いたしません、また  
ソ連の極東方面における軍事的関心と  
いふものが、戦前よりも非常に重大に  
なつております現在におきまして、先  
ほど水産庁長官が申されましたやうな  
いろいろ事情を考慮されまして、現  
在なお適當の距離を保つて同海域方面  
に操業を許すといふ御措置は、まこと  
に私も外務省といひましたし、私も  
つともな御措置である、そういうやう  
に考える次第であります。

○夏堀委員 外務省は国会内において  
も軟弱外交——きよは中共貿易に対  
する決議案も出るやうであります。こ  
れは各党でどういふ取扱ひをするかま  
だ聞いておりませんが、朝鮮動乱の休  
戦協定によつて、共產主義国との間が  
どう悪化するか、それはいわゆる予想

であるが、現在はいさゝし悪化ではなく  
て、平和攻勢とはいひながら、平和の方  
へ一歩進んでいるではないだろうか  
私どもは考えている。それは見解の相  
違ひといへば割り切れない問題でありま  
すので、私はこれ以上を申し上げま  
せんけれども、一海区において先ほど申  
上げたやうな措置を講ずるといふこ  
とは、これは漁業者にとつてたえられ  
ないことであつて、しかも去年は三十  
海里であり、今年は五十海里である  
といふことは、一体どういふ考えでや  
つたか。国際情勢は昨年よりも悪くな  
つたか。私は悪くなつたとは思へない。そ  
れでも水産庁の措置はたいへんよろし  
いことであつたと、外務省と水産庁の  
意見が一致したことは、理論的に合は  
ないかと考えております。しかし今こ  
で水かけ論をしたところで、これは割  
り切れない問題でありますので、これ  
もあとで懇談のうちに話し合ひをして  
みたいと考えております。

そこで北洋問題について、私は大蔵  
委員会の方におりましたときに、フイ  
ツシュ・ミールの問題について、当時  
の廣川農林大臣とたしか二時間以上  
もわたつて質疑応答をしたことがあ  
ります。フイツシュ・ミールの生産計  
画——現在日本の食糧の問題について  
どれくらい外貨を払つてゐるか、私  
はよくわかりませんが、大体五  
億ドル以上も払つてゐるのではないだ  
ろうか。これをできるだけ国内におい  
て調整をとらなければならぬといふこ  
とは、大きな国策である。そのために  
フイツシュ・ミールの一万吨計画を立  
てて、そうして日米加漁業協定の線に  
沿うて出漁することは、これは大きな  
国策であつて、この面については農業

委員の方におりましたときに、フイ  
ツシュ・ミールの問題について、当時  
の廣川農林大臣とたしか二時間以上  
もわたつて質疑応答をしたことがあ  
ります。フイツシュ・ミールの生産計  
画——現在日本の食糧の問題について  
どれくらい外貨を払つてゐるか、私  
はよくわかりませんが、大体五  
億ドル以上も払つてゐるのではないだ  
ろうか。これをできるだけ国内におい  
て調整をとらなければならぬといふこ  
とは、大きな国策である。そのために  
フイツシュ・ミールの一万吨計画を立  
てて、そうして日米加漁業協定の線に  
沿うて出漁することは、これは大きな  
国策であつて、この面については農業

委員の方におりましたときに、フイ  
ツシュ・ミールの問題について、当時  
の廣川農林大臣とたしか二時間以上  
もわたつて質疑応答をしたことがあ  
ります。フイツシュ・ミールの生産計  
画——現在日本の食糧の問題について  
どれくらい外貨を払つてゐるか、私  
はよくわかりませんが、大体五  
億ドル以上も払つてゐるのではないだ  
ろうか。これをできるだけ国内におい  
て調整をとらなければならぬといふこ  
とは、大きな国策である。そのために  
フイツシュ・ミールの一万吨計画を立  
てて、そうして日米加漁業協定の線に  
沿うて出漁することは、これは大きな  
国策であつて、この面については農業

委員の方におりましたときに、フイ  
ツシュ・ミールの問題について、当時  
の廣川農林大臣とたしか二時間以上  
もわたつて質疑応答をしたことがあ  
ります。フイツシュ・ミールの生産計  
画——現在日本の食糧の問題について  
どれくらい外貨を払つてゐるか、私  
はよくわかりませんが、大体五  
億ドル以上も払つてゐるのではないだ  
ろうか。これをできるだけ国内におい  
て調整をとらなければならぬといふこ  
とは、大きな国策である。そのために  
フイツシュ・ミールの一万吨計画を立  
てて、そうして日米加漁業協定の線に  
沿うて出漁することは、これは大きな  
国策であつて、この面については農業



政策の上に、特に畜産計画の上に、北海道のごとき、畜産問題がいろいろ検討されておるようでありますから、この面において非常に国家的に役立つであらうと考えているのであります。その後、前々回の選挙で、選挙中に新聞及びラジオで、相当の予算を計上して、それではよいやろやろというところになつたらしいというのを聞いておつた。私大蔵委員会で質問したときには、それはたいへんけつこうなことだから、やりましょうという答弁をして帰つたことも記憶しております。またそのときの塩見長官も非常に熱意を持っておられた。その後あの宝庫を開拓して日本の食糧問題の解決に——一万吨計画の私の意見がもしいれらることであれば、米に換算して五百万石になるのであります。これは確かに外貨の面において、また国内食糧問題の解決において、非常に大きな問題である。飼料の輸入計画についての農林委員の立法案が大蔵委員会にかつたことがあつたのですが、あのとき私は、この問題を並行して取上げたことがありますが、その後この計画についてどのようなことになつておるか、水産長官から御説明を願ひたいと思ひます。

○清井政府委員 フィッシュ・ミールの問題につきましては、重要問題として私どもも考えております。ことにこれが飼料との関係からいろいろな方面に総合的な関係を持つております。あるいは輸入の面から申し上げますれば、また貿易にも関係を持つております。また、フィッシュ・ミールの生産につきましては、相当な施設を強化して参らなければならぬことは、私も同様に考へております。予算措置といひましては、特にフィッシュ・ミール生産のための直接の措置は講じておりませんけれども、二十八年度の予算に政府は北洋を主として出漁いたしますところの調査試験船、約一千トンの船で四億程度の予算を計上しております。その調査試験船でフィッシュ・ミールの生産施設を調査するというところでまず始めまして、政府みずから北洋方面においてフィッシュ・ミールの生産の施設の調査を行うというのを二十八年度の予算に計上しております。予算成立次第本格的にこの処置を進めて参らなければならぬと考えております。

○夏堀委員 これは二十九年度の予定ですか。

○清井政府委員 予算が二十八年度でございまして、実際に操業できるのは、二十八年度後期ということになります。

○夏堀委員 この問題は前農林大臣が非常に熱心に検討されて、大規模な計画を立てようというのを約束しておつたはずであります。ちようど私大蔵委員をやつておつたものですが、大蔵委員もこれに対しては全面的に協力をしてほしいということ、大蔵省はなか／＼金を出したくない連中ですから、ひとつ大蔵委員会では協力しようじやないかということであつたところを、この問題を試験程度でやるようだけれども、今申し上げたように、日本の国内の食糧事情はこの通りであります。これは酪農関係で大規模に発展することによつて、必ずや北洋漁業からの協力態勢は、日本の食糧事情を緩和することができると私は考へております。この点はこの機会に強く申し入れておきます。

外務省の方も忙しいでしようから、もう一点伺つておきます。外務省の方ではたいへん申し上げた——これはソ連の問題に限つたことではありませんが、公海漁業について今後何か紛争が起きた場合に、私どもが国会でこれを論議したところをなか／＼割り切れない面があります。そうした場合には、各個人なり会社なりは、国連あるいは国際司法裁判所に提訴する権利を持つておると思うのであります。これは諸外国でもやつておるようでありますが、こうした公的な機関があるにもかかわらず、日本はまだ一回もそういうことはやつておらぬように私は考へております。これはやはり外務省が代表をしてそういう手続をとつてくださるのであるか、適当に国民の手によつてそういう機関に提訴することができるといふのであるか、この解釈をお伺ひしたいのであります。

○下田政府委員 国際仲裁裁判なり司法裁判は、当事者は国ということになつておりますので、個人あるいは会社は当事者となつて、国内の裁判所に訴え出るように提訴することはできないと思ひます。そこで国がやる必要があるわけでありまして、いきなりそういう裁判所に持ち出す前に、やはり関係国と十分交渉いたしまして、どうして交渉ではあかぬかかないという段階になりましたら、国際裁判所に提訴するといふことも考へていい問題であらうと存じます。

○夏堀委員 国際司法裁判所あるいは国際連合、こうした機関に提訴する手続を国が代表してとつてくださる、こういうことになりませんが、そこでアメリカのように資源を持つておる国でも、南米方面に出かけて、何か百マイル程度のところで拿捕されて、そうして十萬ドルと申しましたか罰金を科せられた。これに抗議を申し込んで、これを外交手段によつて云々といふことは、弱小国を相手にしてみてもないじやないかということ、今の機関に提訴して解決をつけたといふことも聞いておるのであります。でありますから日本としては、これはソ連には適当な措置であるかどうか、先ほどの御答弁ではちよつと疑問を持つたのでありますけれども、ほんとうに戦争状態ではないのだ、平和を守るソ連であるといふことを突きとめるためにも、もし正当な公海における漁業に対して、ソ連が拿捕し、違法な行為に出たならば、これを国連に提訴することは当然であらうと思ふ。そういう方法によつて、ソ連のいわゆる平和姿勢といふものの進歩をテストすることもいいじやないか、このようなことも考へておるのであります。これもやるかやらぬかということになりますれば、それは外務省の方で賛成してくださなければできないということになるようでありまして、しかし今の問題の国際的な面は、やはり貧乏な日本に対してただ一つ与えられた公海の自由という面は、これは人道上の大きな問題であるので、国際連合あるいは国際司法裁判所は、敗戦日本の国民の人道上の問題として説明を加えた際には、これに対して不利な判決を下すようなことはないだらうと私は考へます。外務省はすべて非常に慎重で、悪い言葉で言へば非常に弱腰で、慎重を期しておるようではありますけれども、水産庁はそれにおんぶして、なおより以上の弱腰で

ある。今私が申し上げたようなことは当らないかもしれないけれども、世界の機関、しかもそれは当然利用してさしつかえない国際的な機関を、日本は遠慮をして、こういうものに提訴もしないで小さくなつていなければならぬといふことではないだらうと考へます。で、これもひとつ研究課題として——今後どういふ方法をとつてくださるかわかりませんけれども、こういうことは国民の声であり、この機関を利用することは、一つの国際的な権利を行使することであるからさしつかえない。この私の考へが当るかどうか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○下田政府委員 私どもも仰せの通りだと思ひます。戦前はどちらかと申しますと、日本は直接交渉によりまして、またある場合には軍事力にものを言わせて交渉をいたしたことが——日ソ漁業交渉の際ですら、場合によつては巡洋艦を二、三隻派遣して威圧するといふようなことをやつたこともあります。しかしながら戦後の日本といひましては、そういう行き方で行くべきではなくして、あくまで公正、正義を尊重して、国際間の紛争は平和的解決の手段によつて行くべきである。従つて国際仲裁裁判なり、司法裁判なりは解決の手段として大いに推進して行くべきだといふ方向に向うといふことは、まことに仰せの通り私どももその通りであると考えております。ただこの日ソ間の問題を、まだ国交が回復いたしません前に、つまり直接の交渉が思うように行へない現段階において、ただちに国際裁判に持ち出すといふ可否につきましては、これはなお十分研究の要がある問題だと存じます。

○夏堀委員 その通りでありまして、ただ今のソ連の問題については、これは国連の方はむしろ提訴という面についてはさしつかえないじやないか、向うも国連に参加しておるのでありますから、これはさしつかえないと思ひます。武力を持たない日本が、武力の強いすべてに屈して行かなければならぬということは、先ほど申し上げた人道上許すべからざることであり、日本は正義のもとに軍備を持たないといふことであつたならば、理の当然であり、そういう方法でこの解決をはかるといふことは当然であらうと考えております。

それから生産加工物の輸出振興に関する法律案について提案者から伺つたのであります。この案件について、この法律の目的は、生産物を加工度の低いまま輸出することを規制して優良な生産加工品の輸出振興に寄与することを目的とするといふことになつておる。今日の日本の最も悩んでおることは何であるか、それは輸出振興である。これが日本の大きな悩みとなつておる。朝鮮動乱がすでに停戦となつて、特需が消えてなくなり、八億二千万ドルの特需を失つて、何によつて外貨を獲得するか、それは輸出振興以外にない。いわゆる正規の輸出によつて日本は自立経済を考へなければならぬといふことは当然であらうと思ひます。何かこの法案の目的は、加工度の低いまま輸出をすることを規制するといふことになつておるが、この面については、私の考へで、これは予想が当らないかもしれせんけれども、たくさんカン詰に製造をして出した方がよいじやないか、あるいは冷

凍で出した方が不利じやないかというお考へじやないかと考へられます。貿易といふものは片方だけといふことはありませぬ。一方が売ろうとする場合一方が買ひおとす、それが初めて国際価格と寄り合つて貿易の問題が解決がつく、こう考へておられます。今アメリカがほとんど無制限にまくろをほしいといふ意思表示をして、あちらからいろいろ代表が来ておるやうであります。大体昨年度と本年度を比べて、需要度は一四〇から二〇〇％上昇し、相当その数量を必要とするといふことだそうであります。そうした場合にカン詰が必要であれば、なるほどカン詰のみを出して一方がこれを了承するといふことであれば、それはその通りでよろしいでしょう。一方カン詰に關稅をかけるところを見れば、それはあまり好ましくない。そうして一方の冷凍品には關稅をかけないのだといふことは、ほしいといふことを意味してゐると思ふ。ちよつと私大蔵委員会におつた時分に關稅問題を取上げて、外務大臣、大蔵大臣を呼んでどういふことを質問したことがありました。中共との貿易はやつてはならぬといふアメリカが、關稅障壁を設けて、日本経済をいじめつけようとするのをアメリカの議會が取上げるとはけしからぬじやないか。これは日米経済協力の欺瞞政策であるといふことを突いて、これに對して政府はどういふ考へを持つてゐるか尋ねますと、戦争に勝つた強い國の議會がこの問題を取上げてゐるから、政府としてはいかにともしかたがないといふことであるから、國會はこの問題を取上げて決議案をつくつて、アメリカの政府及び國會の上院、下院

の議長に電報を打つてやつたことがあります。これが非常に向うの關心を集めて、ある程度上院の本會議では、これを決定するに役立つたといふことを聞いておりました。その後この關稅問題はつと緩和されて、大体今の観測では、私の調べたところによりますと關稅はかけないといふ意向のようであります。そういう國際經濟の問題が、日本のカン詰も出してはやりたいたはできないだらう。もちろんカン詰のみを輸出するといふ考へはないけれども、カン詰はどうか、これは今のところカン詰はどうなつてゐるか、たとえば百十五万箱の割当では原料は二万三千トンになりましようか、そうすると、冷凍の方も一十トンも上まわるか、多少上まわつたところでほしいといふことですか、向うで希望するものを、許可制度によつてこれを制限しようとするのは、日本の最も悩みつつある輸出振興といふ面において支障を来すのではないか。これは國際關係に一体どういふ關係を及ぼすか、おそらく世界のいづれの國といへども、貿易の不振を來してゐることは御承知の通りであります。これはまづるに關する限り輸出は好況を呈して、價格も上まわりつつある現況において、本委員會において、何か冷凍についてはあまり輸出することは好ましくないかのやうな表現をなさるのには、どういふわけであるか。

それからどういふことを伺いたいと思ひます。この法案がかりに通つた場合、アメリカはどういふ對策を講ずるかかわりませんが、日本でどういふ措置をとつた場合に、アメリカにおいてどういふことを考へるであらうかといふ予想がついておられますか、この法案の審議の前提として、まず考へなければならぬ問題であると思ひますので、大体その予想をお伺ひしたいと思ひます。

○佐竹新一君 大体この加工水産物輸出振興に関する法律案をわれ／＼が提案いたしました第一案の点はおきまして、最初の案を立案いたしましたとき、今仰せられたやうな加工度の低いといふ文句が入つてゐたのです。今日出した文句が入れ替へたのです。今この法律は「水産物を加工度の高い優良な生産加工品として、その輸出の振興に寄与することを目的とする。」といふやうにかえまして、新たに提案したわけでございます。起草したときはどういふ文句が入つておりました。これは冷凍關係の方からも相当いろいろ文句がありましたし、それから海員組合關係の方からもこの文句はのけてもらいたいといふことで、法案はこういうやうにして出したわけでございますが、そこでこの法案を出しました根拠は、問題は冷凍を規制しようといふやうな考へ方は一つも持つてゐないのではありません。また冷凍をまつたやうな考へ方も持つてゐないわけであり、無視してカン詰だけで出そうといふやうな考へ方も持つてゐないわけであり、問題は両者が妥協なるところの調整をして、その上で向うさんの、相手國の、今あなたのおつしやつた通り、注文によつて出すのでありますから、相手國といふものを無視しては考へられないのであります。そういうやうな關係で、どちらも妥協な一つの方法によつてやろう、しかしながら今日までかつおやまぐろの對米輸出の一つの協議會が設けられておまして、これは業者の自主的な協議會でございます。それによつて、大体カン詰は年間これだけである、あるいは冷凍は年間これだけであるといふやうにわくをきめまして、相談し合ひまして、水産庁あるいは通産省あたりが出して、昨年度まではその一つの何によつて出したのであります。しかしながら、それがだん／＼と食い込まれて、カン詰の方に対しての原料の割當の度合いが少くなるといふやうなことが、問題が発足いたしました。こういうことであつたならば、輸出いたすにつきましては、カン詰の輸出も本年度におきましては相當參つておるのであります。今年度のカン詰の受注だけを見ますと、四月一日から七月十五日までに船積みしたものが、大体、かつおが十五万箱、まぐろが四十六万箱で、合計六十一万箱でございます。この六十一万箱は昨年の同期に比べて倍額以上に達しておるわけであり、さらに今年度は二十七年の十一月から七月末までは、数字はちよつとわかりませんが、相當な注文が入つて來ることになつてゐるのであります。こういう点から見ますと、アメリカのまぐろの塩づけなり油づけの注文は相當來ておるわけでございます。それが国内において原料を手しようと思ひますときに、冷凍の方に多くとられますと、非常に季節的でございますから、カン詰の業者の方が原料がなく困るといふやうな点が一番問題になりまして、これは何とかしてどういふやうな自主的な協議會でなくして、法的な一つの処置をとつて、その中で、

同じ輸出するものならば公平にやつたらどうか、こういうようなことからこの法案をわれ／＼が提案したような次第でございます。

〔委員長退席、川村委員長代理着席〕

それからもう一つの点は、これがもしアメリカの方で冷凍まぐろの方が必要であつて、それをカン詰をどん／＼出して、向うの国際間の関係がどういうふうになるか、ということを考えておるかという御質問でございますが、この点はやはり相手国におきましても消費者の方から注文がありますから、こういうように昨年の同期に比べましても倍額に達する多額の注文が来てるので、注文に実際はは応じ切れないだけ来てるのであります。外貨獲得の線から申しましても、カン詰と冷凍まぐろと申しましたならば、年間におきましての外貨獲得の点は、カン詰の方がその外貨獲得の数量においては多いわけですが、こういうような点から、われ／＼は冷凍まぐろを禁止するというような法的根拠を与えるというふうなことは、この法律では絶対になつておりません。そこを何とか——いわゆるこの法律の中には審議会とつたててありますが、審議会によつて、調整をとつて、妥当な原料の配分をやつて輸出しやう、こういうわけでは提案したのであります。

○川村委員長代理 夏堀君にお願ひします。外務当局に小高君並びに赤路君が質問があるようですが、下田条約局長は外務委員会にぜひ出席するようにということでもありますので、先に十分ばかりの間、小高及び赤路君に対して質問をさせ、その後水産貿易

に關する質問を夏堀君に継続したいと思ひます。御了承願ひします。小高君。

○小高委員 下田外務省条約局長にお尋ねいたします。去る昭和二十七年九月二十七日、国連軍によつて制定された大きな制約と不便を感じつつありますが、これは朝鮮の休戦に伴ひまして、必然的に解消されるものであると、かように私どもは考えておるのであります。この点につきましては、数日前に外務政務次官が御出席になりました当委員会の席上において、私から、休戦成立とともに当然解消されていいと思ひますが、その点はどうかということをお尋ねしましたのであります。一つの仮定を基礎としてここで判断を下して申し上げるわけにはいかないというので、私も一応その答弁は了承したのであります。すでに昨日全世界に向つて休戦が公表されました以上、これに対して外務当局はいかなるお考えをお持ちおられるか、この点をお尋ねしたいのであります。

○下田政府委員 防衛水域の存在理由は、もつぱら軍事上のものでございまして、御指摘の通り、軍事上の理由をもつて設定された防衛水域であるならば、現実には敵対行為が終止したあかつきにおいては、もはやその根拠を喪失して、存在理由のなくなつたものであるという考えには、私もまづつく同感でございます。また日本国の利益の見地から見ましても、日本側に不便を与えております防衛水域は、一日も早く撤廃されることを希望する点も、まことに御同感でございます。ただ現実

にすぐ、即日あるいは翌日から、この水域を撤廃するかどうかという点は、これは国連軍司令官の考えによることでありまして、国連軍司令官が發したした声明によりまして、休戦の成立は決して戦争の終結を意味しないといつて、過度に休戦の成立を喜ぶことを戒めるような声明を内外に發してあります。従ひまして落州島にあるあの捕虜収容所に共産側が侵入し、あるいは武器を運ぶというような策動を封ずるというふうな理由も、防衛水域設定の理由の一つでありましたが、落州島の捕虜が交換のために全部なくなる、あるいは休戦の結果、艦船の同海域における行動の必要が減るといふような、徐々にならうという点で軍事上の理由が消滅いたしました場合には、国連側も必ずや同水域の宣言を撤廃するものと思ひます。ところが、これがいつ撤廃されるかという点につきましては、もう少し事態の推移を見なければならぬと思ひます。もちろん日本政府側といつたしましては、すみやかなる撤廃につきましまして交渉をいたす所存でございます。

○小高委員 ただいま下田条約局長の答弁によりまして、当然撤廃されてよいと思ふというお言葉がございましたが、しかしながらという項において、国連軍の意思もあるということでございます。これは先ほど答弁中にもありましたが、積極的に本問題を日本政府から国連軍へ持ち込みまして、こういうふうによつてもらつてよろしいのであるというふうな、了解を得てもらいたいのであります。なぜならば、数十億円のさばの好漁場と言われております。ただいま朝鮮海峡において、数百

隻の日本漁船が待機しておることの事実を前にして、われ／＼は一刻も早くこの解決を希望しておるものであります。これは外務省当局の国連軍に対する意見の開陳を強く主張しておきます。

次にもう一点、関連してお尋ねしたいのは、竹島の問題であります。この問題は、本国会においてもかなり大きく取上げられておるのであります。最近伝え聞くとおるによりまして、竹島に韓国軍が要塞を築く意向があるやにわれ／＼は聞いておるのであります。その点についてはたして事実でありますか。そのほかの情報によりまして、日本は竹島は日本の領土だといふことを強く主張しておるにもかかわらず、韓国においてはかなり積極的に向うの考え方のもとに、ぐん／＼手をゆるめずに竹島に侵略して来ておるといふことを聞いておるのであります。が、それに対して外務省はどういう態度をとつておられるか、お尋ねいたします。

○下田政府委員 竹島の点につきましては、法律的に見まして、もう問題の余地がございません。これは古来日本の領土であつたのであります。また平和条約で韓国の独立を承認しました。が、独立を承認したということは、日韓合併前に韓国の領土でなかつたものであつて、新たに韓国の領土をふくらして独立することを認めたのではないのであります。合併前のそのまゝの韓国の独立を認めたのであります。

もう法律的には何ら疑問の余地がないと思ふのであります。従ひまして、先ほどお話のような領土紛争のごときは、国際裁判所の絶好の題目でありますので、日韓間の交渉がらちが明きません場合には、平和的な解決の方法の一つとして、国際裁判なんかも実は内々考えておる次第でございます。

○小高委員 これは海上警備隊なり、あるいは保安隊とか国家警察なりをして、強硬に日本から交渉、というよりも、むしろ法に基く行動をとつてさしつかえないのであるにもかかわらず、非常に軟弱卑屈なる外交を國民が非常に憤慨しておつて、その憤慨の意見がわれ／＼水産委員会にびん／＼反映して来るのであります。そこを私は提訴してというよりも、そういうことをする必要がある事項に對して、何でもそんなまわりくどい考えるか、ここを追究しておるのでありますから、もう一べんお答え願ひたい。

○下田政府委員 竹島に韓國人が参りまして漁業や海産物の採取をやることは、これは日本領土に対する不法入国の問題でございます。不法入国の取締りの警察権を發動して一向かまわな問題なのであります。また日本の漁業者の利益が侵害されるというのを防止するために、巡視船を派遣してその侵害を排除するというを行つて、法律上は一向さしつかえない問題であります。ただ日本として慎まなければならぬことは、この領土権の紛争、領土権問題という国際問題を解決するために武力を行使するということは、憲法第九条で、国際紛争の解決のために武力を行使しないということ



規定しておりますので、警察権の取締り、すなわち不法入国者取締りという面で強制的措置に出ることは許されるものであります。竹島問題全体の国際紛争を解決するために武力を用いるということは、これは憲法が禁じておることです。そこで先ほど申し上げましたように、国際紛争の解決手段としては、あくまでも平和的な手段によるべきであると存するのであります。

○小高委員 ただいまの御答弁によりますと、それでは騒動されて手を上げつばなしで処置しないではないか。何のために完全独立したか、何のために日本まで苦しんだか、わが国の領土ではないか、それがはつきりしておるのではないか、こういうことになりまして、これでは資源の確保にこたへるといふことになりまして、私はただいまの御答弁を了承するわけには行きません。それほど遺憾しなければならぬ義理合いがどこにあるか、義理合いの根拠をさらに御答弁願いたい。

○下田政府委員 外務省といたしましては、見解ははつきりしておるのであります。不法入国者であるからこれを取締つて一向さしつかえない。漁業権侵害であるならば、巡視船の派遣等によつて取締つてさしつかえない。しかしそれを現実に行うのは外務省ではないのであります。外務省の見解ははつきりいたしております。入国管理局なりあるいは保安庁なり、それらの当局といたしましては、やはり現実の責任者としてお考えがあるのであります。外務省の見解通りには行われていないようであります。

○松田(鑑)委員 関連して、下田条約局長のただいまの答弁することに意外である。対馬、壹岐に韓国人が上陸した場合にどうなるか、これを伺いたい。

○下田政府委員 二、三の韓国人が不法入国で夜陰ひそかに忍び込むという問題は、これは不法入国者の取締りであり、入国管理局がよりよく取締つて、収容所にぶち込むより何なりしたるよりよい問題であります。

○松田(鑑)委員 白屋公然とあそこへ漁船が来て、そうして対馬に堂々と上陸し、漁業を営むとしたらどうなりますか。

○下田政府委員 日本の領海まで入つて来て漁業を営むということは、日本の主権侵害でありまして、関係当局において即時有効な措置をとられんことを外務省としては希望するのであります。

○松田(鑑)委員 竹島は、ただいまのあなたの御答弁から行くと、日本の領土であるということははつきり申しております。ただ無人島、しかし日本の領土だということはいまだにはつきり申しておる。壹岐、対馬も日本の領土であることは韓国人といえども知つておる。しからば白屋堂々と壹岐、対馬に彼らが漁業を営むなり何なりの目的のもとに上陸して来た場合においても同じ結果ではないか、この点に対する見解はどうか。

○下田政府委員 外務省としてはそのような不法な措置はすみやかに取締らなければならぬと思つておる。しかし外務省が現実の取締り官庁ではございません。取締り官庁の善処を要する次第であります。

○松田(鑑)委員 外務省は取締りの官庁ではない。しかし日本政府としての外務省である。すべての問題は一貫して行かなければならない。憲法第九條を論議するから言うが、侵略の外敵に對して警察権をもつて備へるというものが現在の保安庁の行き方であり、軍備ではない、しからばフリゲートはどうだ、フリゲートも同様な結果によつて日本が今これを所有するために使用してゐる。和歌山県の水害のために使つてゐることが規定されてあれを日本は持つておるのではない。黙つてあそこへ五そうなり十そうのフリゲートを置いておけば、韓国の艦艇は来ないでないか、そのくらいのお考えを持つて行かなかつたらば、あの李承晩の今日の方針をみてごらんないか。あなた方ほどよく見えておるか、韓国との条約をしようなどというあなた方の現在の行き方であつたらば、李承晩になめられるのであります。この点はどうか。日本政府として、憲法第九條を考へるならば、その第九條ももうだん／＼曲つて来ておる。そこにおけるはつきりした行き方を持つて行かなければならぬ。壹岐、対馬と竹島は同様に日本の領土である。この点に對して今あなたに答弁を求めたところ、これはしようがないのだ。もつと／＼直剣にお考えにならなければいけない。私は警告を發しておきます。

○田口委員 赤路友藏君。

○赤路委員 私は第三海洋丸の外交交渉の結果をお聞きしたいのです。おわかりにならなければ質問いたしません。が、おわかりになるようなれば、経過を御報告願つて、その上で関連をして質問を申し上げたいと思つておる。

○下田政府委員 私は法律問題を担当

いたしておりますが、ただいまの問題はアジア局が主管しておりますので、よく存じません。

○赤路委員 これは五月二十九日に森崎陸君が参議院で緊急質問をやつております。これも関連をして参りますので、わからなかつたらば明日でもけつこうですが、相当責任のある御答弁をお願い申し上げたいと思つておる。

○田口委員 ただいまより農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案起草に関する件について議事を進めます。

赤路友藏君より發言を求められております。これを許します。赤路友藏君。

○赤路委員 農林漁業金融公庫法の一部改正について皆さん方に御賛同を得たいと思つております。

従来漁業金融は、他産業の金融に比較した場合、とかく等閑に付せられがちでありまして、漁業金融の現況をもつてすれば、日本の漁業の発展はどうい望まれないと考へられるのであります。

別表中「五 漁港施設の改良、造成、年七分十五年三年」を「五 漁港施設の改良、造成、復旧又は年七分十五年三年」に改める。

「五 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金」に改める。

年八分十五年三年

ます。現段階におきましては、国民食生活の改善の面からも、また外貨獲得の面からも、日本漁業の一大飛躍が期せられなければならないときでござい。これらに對する業界の意欲も盛り上りつつある今日、これの助長育成をはかることは当然であり、また急務であると考えられるのであります。金融小委員会におきましては、かような観点に立ちまして慎重審議の結果、ただいまお手元に配つておりますようなプリントのように農林漁業金融公庫法の一部を改正いたしまして、日本漁業発展の一翼たらしめんとするものであります。

改正の要点は、

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第五号の次に次の一号を加へる。

五の二 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二号ノ四」を「第二号ノ五」に改める。

以上が法律的な改正の要点でござい。それからこれらの融資の対象の問題でござい。これは業務方法書の中にぜひ挿入されなければならぬものとして要望をしたいと思います。

第一類第十号 水産委員会議録第十九号 昭和二十八年七月二十八日

九

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律の施行に對する要望政府は、本法施行に際しては、特に次の措置を講ずべきである。

漁船の改造、建造又は取得に必要な資金の貸付については、貸付を受ける者は漁業者のうち、その常時使用する従業者の数が三百人以下であつて、且つ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下の者に限るものとされたい。

二、融資対象の範囲は、現行業務方法書における自営漁船の場合と同様①船体 ②機関 ③機装 ④無線機 ⑤漁群探知機 ⑥方向探知機 ⑦発電機 ⑧その他漁業操業上必要な施設（漁具を除く）

以上小委員会において慎重に審議いたしまして決定したものでございますので、何とぞ皆さん方の御賛同をお願い申し上げます。なお本法の改正につきましては、水産委員会の提案としてこれを御提案くださることを希望するものであります。

○田口委員長 ただいまの赤路友藏君の発言に對し何か御意見があれば、これを許します。

○鈴木（善）委員 ただいま赤路小委員長より御報告がありました点につきましては、全幅の賛意を表するものであります。この取扱ひにつきましては、大蔵委員会、農林委員会、関係の委員会とも緊密に連絡をいたし、さらにそれらの党におきまして成規の手続を経た上で本委員会としては最終的決定をされんことを望む次第であります。

○赤路委員 ただいま鈴木委員から、農林委員会及び大蔵委員会との関連についてお話があつたのでございます。

昭和二十八年八月七日印刷

ごもつともと思ひまして、実は大蔵委員会の方には、委員長にお会いいたしました。了解を求めました。当時理事の方もちょうどお寄り願ひまして、これに對してはさしつかえなしというので、賛同の意を表していただいております。農林委員長は井田さんを探しましたが、どうしても見出せませんでした。これは改進黨の椎館三郎氏に事情を十分お話し上げまして、伝達方を願つておいたような次第でございます。以上御報告と御了解を願ひます。

○田口委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田口委員長 速記を始めてください。

金融問題についての審議はこの程度にとどめます。

○田口委員長 この際お諮りいたします。本会期中に当委員会に付託または送付されました諸願及び陳情書の審査を進めるため、諸願及び陳情書審査小委員会を設置いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田口委員長 御異議なしと認め、同小委員会を設置することに決しました。

引続きお諮りいたします。ただいま設置するに決しました小委員会の小委員の数は十一名とし、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長において指名することにいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田口委員長 御異議なしと認め、小委員の数は十一名とし、ただちに小委員及び小委員長を御指名申し上げます。

昭和二十八年八月八日発行

員及び小委員長を御指名申し上げます。

小委員には、

川村善八郎君 鈴木 善幸君  
中村 清君 夏堀源三郎君  
濱田 幸雄君 白濱 仁吉君  
中村庸一郎君 赤路 友藏君  
山中日露史君 日野 吉夫君  
小高 嘉郎君

小委員長には日野吉夫君を御指名申し上げます。

本日はこれにて散会し、次会は公報をもつて御通知申し上げます。

午後一時七分散会